

環太平洋経済連携協定（ＴＰＰ）に関する意見書（案）

2月22日、日米首脳会談が行われ、両国共に二国間貿易上のセンシティブティが存在することを認識しつつ、両政府は、最終的な結果は交渉の中で決まってくるものであることから、ＴＰＰ交渉参加に際し、一方的に全ての関税を撤廃することをあらかじめ約束することを求められるものではないことを確認するとの日米共同声明を発表しました。

これまで、ＴＰＰに関する交渉については、国民生活のあらゆる分野に大きな影響を及ぼすことが懸念されているため、地方議会において、反対や慎重な対応を求める意見書が数多く可決されております。

国は、地方議会における議論や地域の声を真摯に受け止めるとともに、断固として国益を守るべきものと考えます。

よって、国におかれては、下記の措置を講じられるよう強く要請し、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

記

ＴＰＰ交渉に際しては、国民の生活及び国益をどのように守っていくのか、明確な方針を国民に示すとともに、国民の生活及び我が国の特性を十分踏まえ、守り抜くべき国益を具体的に掲げ、慎重に交渉すること。

平成25年3月25日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
法務大臣
外務大臣宛
厚生労働大臣
農林水産大臣
経済産業大臣
国土交通大臣
環境大臣
経済再生担当大臣

長野市議会議長 祢津栄喜